

2013 年度海外制度調査

小口貨物の通関・関税制度 (カナダ)

2014年1月

日本貿易振興機構（ジェトロ）

ビジネス情報サービス課

トロント事務所

目次

I. 通関手続きおよび関税制度	1
1. 商業用小口貨物	1
2. 国際宅配便、国際郵便	2
3. 見本品	2
4. 贈答品	4
5. 職業貨物（専門職用機器）	6
6. 旅具通関・引越し貨物	7
II. 個人輸入の数量限度	8
1. 食品	8
2. 化粧品	10
3. 医薬品	10
4. 医療機器	12
III. 小口でも扱えない輸入禁止品目	13
1. 輸入禁止品	13
2. 輸入管理品	14
IV. 展示会用の小口貨物	15
1. 展示会向けサンプルの一時輸出入手続き	15
2. 保税展示品を現地販売する場合	17

本報告書の利用についての注意・免責事項

本調査報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）の各海外事務所を通じ委託調査を行い、ビジネス情報サービス課で取りまとめたものですが、本書の記述、所見、結論、および提言は必ずしも日本貿易振興機構（ジェトロ）の見解を反映したものではありません。

海外の制度・規制等は日々変化するため、最新の情報を確認する必要がある場合は、必ずご自身で最新情報をご確認ください。

ジェトロは、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえ、ジェトロがかかる損害の可能性を知らされていても同様とします。

I. 通関手続きおよび関税制度

1. 商業用小口貨物

「小額輸送貨物プログラム (LVS)」は、商品が C\$2,500 未満の商品を輸送する商用貨物輸送業者が対象である (Memorandum D17-1-2)。輸入禁止品および規制品は対象外である (Ⅲ. 小口でも扱えない輸入禁止品 p. 13 を参照)。このプログラムに参加する輸送業者を通じて輸送を行うことにより、関税の清算が貨物ごとではなく、輸送業者とカナダ国境サービス局 (税関) の間で、輸送業者の扱う全小額貨物が一括して清算されるため、通関業務が簡素化され、スムーズな通関が可能となる。

(1) 個人用の宅配貨物

輸送業者が税関の通関を終えた商品を個人に代わって引き取る。輸送業者は個人への商品引渡し時に、カナダ国境サービス局に代わって個人から関税を徴収する。個人が国境サービス局の査定に同意せず、返金を求める場合は所定の様式 (Informal Adjustment Request, Form B2G) を同局に提出し返金を要求できる。

Informal Adjustment Request Form B2G
<http://www.cbsa-asfc.gc.ca/publications/forms-formulaires/b2g.pdf>

(2) 商業用の宅配物

輸入者または輸送業者が通関書類をカナダ国境サービス局に提示し輸送する。輸送された翌月 24 日までに輸送者本人または通関業者が所定の会計書類をカナダ国境サービス局宛に提出する。輸入者が国境サービス局の査定に同意せず、返金を求める場合は所定の様式 (Request for Adjustment, Form B2) を同局に提出し返金を要求できる。

・ Informal Adjustment Request Form B2G
<http://www.cbsa-asfc.gc.ca/publications/forms-formulaires/b2g.pdf>

(出所)

・ Memorandum D17-1-2
<http://www.cbsa-asfc.gc.ca/publications/dm-md/d17/d17-1-2-eng.html>
・ LVS について
<http://cbsa-asfc.gc.ca/import/courier/lvs-efv/menu-eng.html>

2. 国際宅配便、国際郵便

日本郵便の国際郵便サービス（EMS）を利用すると、カナダ国内ではカナダの郵便会社、カナダポストのエクスプレスポスト（Xpresspost）として郵送される。カナダポストは、前述 1. の小額輸送貨物プログラムに参加しているため、C\$2,500 未満の商品を郵送する場合、個人が税関に直接関税を支払う必要がない。この他、世界にネットワークを持ち同様のサービスを提供する宅配便業者が多数存在する。日本と異なるカナダ特有の制度はみあたらない。

（出所）

・カナダ郵便

<http://www.canadapost.ca>

3. 見本品

（1）関税法が定める免税コード No. 9993. 00. 00 を適用した一時輸入

カナダに輸入される商品は、一時的に輸入されるものであっても、原則、関税、連邦税、州税の課税対象となる。ただし、他に免税を規定する法令が存在する場合はその限りではない。関税法では、見本品として一時輸入される商品は免税と規定している。免税コード No. 9993. 00. 00 と分類される商品の種類や国内での商品の取り扱い方法（サンプルとして展示するのみか、販促イベントで消費されるか等）によって、以下のように課税方法が異なる。

- a. 関税、連邦税、州税、すべて免税になるもの
- b. 関税は免税で連邦税、州税が一部免税になるもの
- c. 関税は免税であるが連邦税、州税は免税とならないもの

区分けの詳細は以下のウェブサイトを確認できる。

・Canada Border Service Agent, MEMORANDUM D8-1-1: AMENDMENTS TO TEMPORARY IMPORTATION

<http://cbsa-asfc.gc.ca/publications/dm-md/d8/d8-1-1-eng.pdf>

（2）免税コード No. 9993. 00. 00 適用条件

一般的には一時的に輸入された商品で、商品が販売、賃貸、二次加工目的でないものは、関税コード No. 9993. 00. 00 が適用され免税扱いとなる。一時的に輸入されるものであっても、商品が輸入制限・管理品目にあたる場合には、輸入許可証の取得など、通常の輸入商品と同様の手続が必要である。ただし、花火大会用の花火など消耗され

ることが前提の消費財は関税コード No. 9993. 00. 00 が適用されない。

詳細は以下のウェブサイト、Memorandum D8-1-2 で詳しく説明されている。

<http://www.cbsa-asfc.gc.ca/publications/dm-md/d8/d8-1-2-eng.html#a7x1>

(3) 担保

輸入手続きの際、一時的に輸入された商品が必ず国外へ輸出されるよう、検査官が現金や小切手等の担保を要求する場合がある。担保額は商品にかかわる関税や諸税の総額を超えてはならない。ただし、a) 商品がカナダや日本などの政府主催の展示会に出展される場合、b) 商品の原価が C\$100 を超えない場合は、担保は要求されない。

(4) 必要書類

No. 9993. 00. 00 の適用申請には以下の書類が必要である。

- a. 原産地証明書
- b. カルネまたは一時入国許可証（様式 E29B）
<http://www.cbsa-asfc.gc.ca/publications/dm-md/d8/d8-1-4-eng.html>
- c. カルネは物品を免税扱いで一時的に持ち込める国際的な通関書類で、関税が必要な商品であってもカルネを提示することにより、担保を提出することなく免税扱いになる。カナダでは ATA カルネと CPD カナダ/中国台湾カルネ（SCC カルネ）が利用できる
- d. 様式 B3（CANADA CUSTOMS CODING FORM）（前述（1）b.、c. の場合）
<http://www.cbsa.gc.ca/publications/forms-formulaires/b3-3.pdf>

(5) 有効期限

関税コード No. 9993. 00. 00 として輸入された商品はカナダ国内に最大 18 カ月留保できる。延長が必要な場合には事前に申請を行い、最大 48 カ月留保できる。ただし、カルネを保証として使用している場合はカルネの有効期限内とする。

(6) 再輸出

輸入者が申請を行ったカナダ国境サービス局で、輸出しようとしている品目が、様式 E29B またはカルネに記載されている項目と合致していることが確認され、輸出の確認後、担保が返金される。

(出所)

・ 関税法

<http://laws-lois.justice.gc.ca/eng/acts/c-54.011/>

・ Temporarily imported goods (見本品の定義)

<http://www.cbsa-asfc.gc.ca/services/ie-ei/cmt-cre/goods-marchandise-eng.html#sl>

・ Memorandum D8-1-1

<http://cbsa-asfc.gc.ca/publications/dm-md/d8/d8-1-1-eng.pdf>

・ Memorandum D8-1-2

<http://www.cbsa-asfc.gc.ca/publications/dm-md/d8/d8-1-2-eng.html#a7x1>

4. 贈答品

贈答品または商業的性格を持たない個人輸入などの場合は、輸入者および輸入方法により、規定が異なる。

(1) 携行品

ア. 商用または留学目的でカナダに 36 カ月を超えない範囲で滞在する一時居住者がカナダに初めて入国する場合

アルコール飲料

アルバータ州、マニトバ州、ケベック州では 18 歳以上、その他の州および準州では 19 歳以上であれば、以下のいずれかを関税や州税、連邦税を支払わずに持ち込むことができる。

- a. ワイン： 1.5 リットル
- b. リカー： 1.14 リットル
- c. ワインおよびリカー： 合計 1.14 リットル
- d. ビールまたは発泡酒： 355 ミリリットル (24 缶)

たばこ製品

18 歳以上であれば、以下の全製品を関税や州税、連邦税を支払わずに持ち込むことができる。

- a. 紙巻たばこ： 200 本
- b. 葉巻たばこ： 50 本
- c. パイプたばこ： 200g

- d. たばこスティック： 200 本（喫煙用の筒や巻いた形状のもので、かつ葉巻たばこ以外のもので喫煙にあたり準備が必要なもの。長さが 90mm、または重量 800mg を超える場合は、それぞれ 60mm 以下、650mg 以下を 1 本と計算する）

個人の使用を目的としたたばこは「カナダ関税支払済」の刻印がない場合は、以下、それぞれの量を 1 ユニットとして、5 ユニットまでに制限されている。

- a. 紙巻たばこ： 200 本
- b. 葉巻たばこ： 50 本
- c. パイプたばこ： 200g
- d. たばこスティック： 200 本

イ. カナダ居住者およびカナダに滞在中の一時居住者

個人の免税額はカナダ国外での滞在期間により、免税額が段階的に定められている。

- a. 国外滞在期間 24 時間以上の場合： C\$200 まで免税
- b. 国外滞在期間 48 時間以内の場合： C\$800 まで免税
- c. 国外滞在期間 7 日以上の場合： C\$800 まで免税（タバコ、アルコール飲料を除き、別送品が許される）

金額による制限のほか、タバコ製品やアルコール飲料をこの金額に含めて良いか、カナダ入国時に商品を携行している必要があるか等、滞在期間によってそれぞれ規定が設けられている。詳細は以下ウェブサイトを参照されたい。

・アルコール飲料免税範囲：

http://www.cbsa-asfc.gc.ca/help-aide/faq1-eng.html#_s2

・タバコ製品免税範囲：

<http://www.cbsa-asfc.gc.ca/publications/pub/bsf5056-eng.html#s2x14>

(2) 輸送品

ア. 贈答品

カナダへの居住者に海外の友人や親族から送付された贈答品は、C\$60 以下であれば免税扱いとなる。ただし、アルコール類やタバコ製品、広告商品には適用されない。

商品の内容物が「贈答品」である旨を明示する。誤解を避けるためにカード等が添えられていることが望ましい。C\$60 を超える贈答品は、超過額に対して関税と州

税、連邦税が課税される。例えば、C\$100 の贈答品を受け取った場合、C\$60 が免税対象となり、超過分の C\$40 に対して関税、連邦税、州税の支払が必要である。

イ. その他

C\$20 以下の商品を輸入する場合、関税および連邦税、州税が免税される場合がある。ただし、以下の商品についてはこの規定は適用されない。

- a. アルコール類、タバコ製品
- b. 書籍、定期購読誌（本来出版社が行なうべき GST 登録※を怠っている場合）
※GST 登録：カナダで事業を行う業者は、GST 登録が義務付けられ、課税対象商品及びサービスにかかる GST を納税する必要がある。出版社が定期的にカナダの指定取引会社へ書籍を輸送している場合、カナダで事業を行っているとみなされ、すべての取扱商品は課税対象となり、GST 登録の対象となる（出版社が GST を支払う）。（年間の取扱高が 30,000 カナダドル（公的機関の場合は 50,000 カナダドル）を下回る個人事業主を除く）。
- c. カナダの小売業者から購入したもので国外から発送された商品

C\$20 以上の商品で C\$60 の贈答品免税規定が適用されない場合は、商品全額に対する関税、連邦税、州税を支払わなければならない。同一商品に対して C\$60 免税規定と C\$20 免税規定は併用できない。

（出所）

- ・ 贈答品輸送（国境サービス局）：
<http://www.cbsa-asfc.gc.ca/publications/pub/bsf5092-eng.html>
- ・ 免税手続き（国境サービス局）：
<http://www.cbsa-asfc.gc.ca/publications/pub/bsf5056-eng.html>

5. 職業貨物（専門職用機器）

乗用車や農耕機、建設、委託生産に使用される資本設備など、商用で輸入する商品については連邦税および関税を支払う必要がある。ただし、輸入に際しては当該商品を管理する各省の規定を満たす必要がある。

（出所）

- ・ 商用輸入品について：
<http://www.cbsa-asfc.gc.ca/sme-pme/import-sme-pme-eng.html>

6. 旅具通関・引越し貨物

(1) 家財、個人の持ち物

カナダに入国する一時居住者は、通常、家財（家具、食器、家電製品、自動車など）や個人の持ち物の輸入にかかわる関税や州税、連邦税が免税される。ただし、カナダ国境サービス局は一時居住者に対して入国の際に返金可能な保証金を要求する場合があります。免税適用に際しては以下を遵守する必要があります。

- a. 商品はカナダ居住者によって使用されない
- b. 商品をカナダ国内で販売、あるいは廃棄しない
- c. カナダでの一時滞在を終え出国する際には非消費財をすべて国外に持ち出す

商品を別送する場合、カナダへの最初の入国地点で通関手続きを行うか、カナダでの居住地最寄りのカナダ国境サービス局事務所まで保税発送し、そこで通関手続きを行うかを選択できる。輸送会社から商品到着の通知を受け、一時居住者自身が国境サービス局で通関手続を行わなければならない。いずれの場合も、輸入商品一覧（様式 B4）とともに、身分証明書、カナダでの滞在状況を示す書類（カナダ移民局が発行した就労/就学許可書類など）の提示が求められる。カナダで就労する場合は、雇用主の紹介状を提示する必要がある。

・ 輸入商品一覧記入書（様式 B4）：

<http://www.cbsa-asfc.gc.ca/publications/forms-formulaires/b4-eng.pdf>

個人の持ち物および家財には以下の品目が含まれる。

- a. 衣服、布製品
- b. 家具
- c. 服飾品
- d. 家電製品
- e. 銀製品
- f. 宝石
- g. 骨董品
- h. 家宝
- i. 硬貨、切手、絵画プライベートコレクション
- j. コンピューター
- k. 本
- l. 楽器

- m. 趣味用品
- n. 個人車両（自動車を使用するには州の安全性能試験に合格しなければならない）
- o. 娯楽用ボートおよび搬送トレーラー
- p. 幅が 2.6m を超えないモバイルトレーラー（所有者が自身で動かせるもの）
- q. 倉庫用トレーラー
- r. 私用航空機
- s. 住居の一部を構成していない車庫や倉庫（ただし、大型トレーラーや家など、住居として、また、商用で使用するものは個人の持ち物または家財とはみなされない。これらの商品は通常の関税の課税対象となる）。

なお、アルコール飲料、たばこ製品および個人使用を目的とするたばこの定義については、4. (1) ア. と同様である。

(2) 外国通貨

C\$10,000 以上の外国通貨を輸入または輸出する場合は、カナダ到着時あるいは出発時にカナダ国境サービス局に報告することが義務付けられている。

（出所）

- ・カナダ定住について：

<http://www.cbsa-asfc.gc.ca/publications/pub/bsf5114-eng.html>

- ・免税対象となる家財一覧：

<http://cbsa-asfc.gc.ca/publications/pub/bsf5113-eng.html#s4x1>

- ・外国通貨の持ち込みについて：

<http://www.cbsa-asfc.gc.ca/publications/pub/bsf5052-eng.html>

- ・カナダ移住者への免税品について：

<http://www.cbsa-asfc.gc.ca/publications/dm-md/d2/d2-2-1-eng.pdf>

II. 個人輸入の数量限度

1. 食品

食品の輸入はカナダ国境サービス局およびカナダ食品検査局によって管理されている。カナダ食品検査局とカナダ外務国際貿易省では、特定の商品について、免税範囲または個人輸入枠内で輸入可能な量もしくは金額を設定している。設定枠を上回る場合、カナダ外務国際貿易省が発行する輸入許可を保持していなければ、輸入額の 150%～300%に上る関税が徴収される。

商品によって、個人輸入でも植物検疫証明書などの各種証明書の提出が求められる場合がある。害虫や疫病防除用の各種制限は常に更新されているため、「自動輸入参照システム (AIRS)」ウェブサイトです事前に最新の制限情報を確認する必要がある。

・自動輸入参照システム (AIRS) :

http://airs-sari.inspection.gc.ca/Airs_External/english/decisions-eng.aspx

(参考) 2014 年 1 月時点でカナダに個人で持ち込める代表的な食品の持込制限量は以下のとおりである。全商品は清潔に保たれ、害虫、土、根が付着していないことが求められる。

カナダに持ち込める食品と制限量 (代表例)

品目	制限
チーズ	一人あたり 20 kg まで、C\$20 を超えないこと。 牛乳、乳清、クリーム、脱脂乳、バターオイルなどの乳製品、乾燥・冷凍・再構成された、または新鮮な状態の酪農製品を除く。
粉ミルク	商用に無菌梱包され個人使用の目的のみ。一人あたり 20kg まで。
切花	針葉樹の葉／球果を除く。繁殖目的ではないこと
乾燥果実および野菜	一人あたり 20 kg まで
冷凍または缶詰果実 および野菜	一人あたり 20 kg まで
生鮮野菜	原産国により規制あり。15 パック以下もしくは 250kg まで (州によっては、規制の対象となる可能性がある) 根菜類は制限があり、太さ 1.5cm 以下に限る。
ハーブ、スパイス、茶、 コーヒー、薬味	制限特になし
焼き菓子、キャンディ他	肉および肉成分を含むものを除く。一人あたり 20 kg まで
魚貝類	フグおよび上海蟹を除く。一人あたり 20 kg まで

(出所)

・Food, Plant and Animal Inspections :

<http://www.beaware.gc.ca/english/brirape.shtml#a2>

・Importing Non-Commercial Goods by Mail :

<http://www.cbsa-asfc.gc.ca/publications/pub/bsf5092-eng.html>

・A guide for residents of Canada returning to Canada :

<http://www.cbsa-asfc.gc.ca/publications/pub/bsf5056-eng.html>

2. 化粧品

化粧品の輸入は、個人での使用（90 日分程度）または輸入した個人の監督下で別の個人が使用することは認められるが、販売は認められない。上述量を上回る量の輸入は販売用とみなされる場合があり、カナダ保険証の商品安全検査官の検査対象となる。

問い合わせ先：

Consumer Product Safety Bureau
Regional Product Safety Office, Health Canada
2301 Midland Avenue, Toronto, Ontario M1P 4R7
Tel: 416-973-1748 Fax: 416-973-1746
E メール: Tor_Prodsafe@hc-sc.gc.ca
Website: <http://www.hc-sc.gc.ca/index-eng.php>

（出所）

・Cosmetic Regulations（法務省）：
http://laws-lois.justice.gc.ca/eng/regulations/C.R.C.,_c._869/page-2.html#h-4

3. 医薬品

一般に「医薬品」や「自然健康食品」と定義される商品の輸入は「食品医薬品法」、「管理医薬品および物質法」、その他の関連規定によって規制されている。医薬品を個人輸入するには、一般には以下の条件を満たす必要がある。ただし、規定は輸入方法・目的によって異なる。

- a. 商品の販売を目的としない
- b. 製品に含まれる内容物、使用方法を示すラベル、医薬品の梱包をそのままの状態で購入し、医師の指示のもとに入手した旨の証明を添付する
- c. 医薬品の適切な使用法に基づき、医薬品の種類に応じて規定されている量を超えない
- d. カナダへの輸送・携行輸入に対し輸出国側にも輸出制限がないか、輸出国の当局に詳細を確認した上でカナダへ持ち込む
- e. 出国時、カナダへ持ち込んだ未使用の健康製品を安全に国外へ持ち出す、または処分する

医薬品の種類		郵送・宅配	携行輸入
ヒトへの投薬	スケジュール F (処方薬)	※1 (さらに、同条件の追加輸入が可能)	※2
		処方薬一覧： http://www.hc-sc.gc.ca/dhp-mps/prodpharma/pdl-ord/pdl_list_fin_ord-eng.php	
	市販薬	※2	※2
	臨床試験用の薬品	※2	※2
	スケジュール D (インスリンや血液ベースの製品として、人、動物または微生物の供給源に由来する薬品)	※2	※2
	管理医薬品・管理物質	×	※3
		Controlled Drugs and Substances Act (Opium Poppy): http://laws-lois.justice.gc.ca/eng/acts/c-38.8/page-24.html#h-28	
		Controlled Drugs and Substances Act (Cannabis): http://laws-lois.justice.gc.ca/eng/acts/c-38.8/page-25.html#h-29	
		Controlled Drugs and Substances Act (Methylphenidate): http://laws-lois.justice.gc.ca/eng/acts/c-38.8/page-26.html#h-30	
		Controlled Drugs and Substances Act (Barbiturates): http://laws-lois.justice.gc.ca/eng/acts/c-38.8/page-27.html#h-31	
		Controlled Drugs and Substances Act (Propylhexedrine): http://laws-lois.justice.gc.ca/eng/acts/c-38.8/page-28.html#h-32	
	クラス A 先駆物質	×	※3
		クラス A ライセンス申請ガイドと申請書： http://www.hc-sc.gc.ca/hc-ps/substancontrol/chem-chim/licences/a_index-eng.php	
	自然健康製品	※2	※2
		自然健康製品一覧： http://www.hc-sc.gc.ca/dhp-mps/prodnatur/index-eng.php	
獣医薬	スケジュール F パート 1 薬	※1 (さらに、同条件の追加輸入が可能)	※2
		獣医薬一覧： http://www.hc-sc.gc.ca/dhp-mps/prodpharma/pdl-ord/pdl_list_fin_ord-eng.php#a2	
	市販薬とスケジュール F パート 2 薬	※4	※4
	アナボリックステロイドまたはゼラノールなどの管理薬品を含む農薬	※2	※2
		管理医薬品および物質法に基づく追加規制に関しては、Healthy Environments and Consumer Safety Branch (HECSB) 内の管理物質オフィスに確認されたい。	

- ※1： 諸条件を満たした場合、90 日程度の摂取量、または 1 回の治療に必要な量のどちらか少ない方を輸入できる。さらに同条件で追加輸入できるが、郵送の際、訪問者宛であることを示す書類（処方箋または服用指示書など、訪問者用に処方されたことを証明する書類）を同封する必要がある。訪問者であることを示す書類（入国スタンプ、学生／就労ビザ、雇用者／学校からの手紙）などの提出を求められる場合もある。
- ※2： 諸条件を満たした場合、90 日程度の摂取量、または 1 回の治療に必要な量のどちらか少ない方を輸入できる。
- ※3： 諸条件を満たした場合、輸入許可書および管理物質許可証が必要である。30 日程度の摂取量、または 1 回の治療に必要な量のどちらか少ない方を輸入できる。
- ※4： 下記条件のいずれかに該当すれば、90 日程度の摂取量、または 1 回の治療に必要な量のどちらか少ない方を輸入できる。
- a. 薬品がヒトへの使用に適していない形態である
 - b. 外側、内側の製品ラベルに公式言語で「獣医使用のためのみ」または「獣医使用のみ」と明記され、製造元名、正規薬品名または一般的な薬品名の記載がある

(出所)

・ Guidance Document on the Import Requirements for Health Products :

http://www.hc-sc.gc.ca/dhp-mps/compli-conform/import-export/gui-0084_biu-uif-eng.php

・ Controlled Drugs and Substances Act :

<http://laws-lois.justice.gc.ca/eng/acts/C-38.8/index.html>

・ 処方薬持込・輸送に対する注意事項 :

http://www.hc-sc.gc.ca/dhp-mps/compli-conform/import-export/pol-0060_biu-uif-eng.php#a52

・ 旅行者に対する処方薬の持込について :

<http://www.hc-sc.gc.ca/hc-ps/substancontrol/pol/pol-docs/travellers-voyageurs-eng.php>

4. 医療機器

カナダでの医療機器は、医療機器規制 (Medical Devices Regulations) によって管理されている。同規制の第 2 章では適用範囲を以下のように定めている。

- a. 医療機器の販売および販売促進活動のための輸入
- b. 個人使用を目的とした輸入を除き個人への販売を目的とした輸入

商用輸入や販売は、同規制に基づいたライセンス保持者でなければ行うことはできない。しかし、上述のとおり個人使用を目的とした輸入は同規制の適用外であるため、輸入に際して、ライセンスを取得する必要はない。

ライセンス取得問い合わせ先：

Device Licensing Services, Medical Devices Bureau

Health Canada DEVICE LICENSING SERVICES DIVISION

150 Tunney's Pasture Driveway, Tunney's Pasture, Ottawa, Ontario K1A 0K9

電話：(613) 957-1909 FAX: (613) 957-6345 Eメール：

MDB_Enquiries@hc-sc.gc.ca

ウェブサイト：www.healthcanada.gc.ca/medicaldevices

(出所)

・医療機器の販売・販売促進のための輸入について：

http://www.hc-sc.gc.ca/dhp-mps/compli-conform/import-export/gui-0084_biu-uif-eng.php#a8

・Medical Devices Regulations：

<http://laws-lois.justice.gc.ca/eng/regulations/SOR-98-282/>

・医療機器取扱ライセンス取得ガイド：

<http://www.hc-sc.gc.ca/dhp-mps/compli-conform/licences/directives/gui-0016-eng.php>

III. 小口でも扱えない輸入禁止品目

1. 輸入禁止品

以下の品目は、小口であっても輸入が禁止されている。

- a. 幼児ポルノなどのわいせつ物
- b. カナダで著作権を保護されているカナダの著作物、またはカナダの関係局に登録済みの英国の著作物 3冊以上（2冊までは個人輸入に限り輸入できる）
- c. 偽造貨幣
- d. 刑務所内で製作された物品
- e. 中古マットレスおよび採取された部品
- f. 原産地や登録商標を偽った商品
- g. 白リンマッチ
- h. 差別的プロパガンダ
- i. 違法薬物
- j. 禁止されている武器（サイレンサー、武器の複製品等）
- k. 消費生活用製品安全法に基づいて輸入が禁止されている消費者向け製品（ベビーカーや 500mm 以上のコードがついたヨーヨーなどがある）。

・輸入禁止消費者向け製品一覧：

http://www.hc-sc.gc.ca/cps-spc/pubs/cons/consumer_prod-consommation-eng.php

・消費生活用製品安全法：

<http://laws-lois.justice.gc.ca/eng/acts/C-1.68/>

2. 輸入管理品

以下の品目は輸入制限があり、適切な輸出許可を得なければカナダ国内に持ち込むことはできない。

輸送禁止品目はカナダ国境サービス局が輸送品を留保し、適用法に則って商品を廃棄する。輸送品に輸入可能品目と禁止品目が含まれている場合、禁止品目のみが没収され、残りの輸入可能品目は同局によって再梱包され、通常通り発送される。再梱包された商品には検査官が商品没収の通知書面を同梱する。

品目	問い合わせ先
絶滅の恐れのある野生生物関連 (採取された一部や毛皮や皮革、羽根、骨から作られた商品等。ただし、ワシントン条約該当規定野生生物であっても非商業用目的かつ個人の荷物に含まれる服飾品の一部であれば輸入許可証がなくても輸入が可能な場合がある。詳細は事前に確認をする必要がある)。	カナダワシントン条約事務局 電話: 1-819-997-1840 FAX: 1-819-953-6283 Website: www.cites.ec.gc.ca
武器、軍需品	カナダ銃器武器センター 電話: 1-506-624-5380 E-メール: cfc-cafc@cfc-cafc.gc.ca Website: www.rcmp-grc.gc.ca
爆発物、花火、銃弾	カナダ天然資源省爆発物規制局 電話: 1-613-948-5200 Website: www.nrcan-rncan.gc.ca
車両	カナダ運輸局 電話: 1-613-998-8616 Website: http://www.tc.gc.ca/eng/roadsafety/safevehicles-importation-index-443.htm
割当数量制限の対象商品 (農産物、武器、テキスタイル、服、鉄鋼など)	カナダ外務国際貿易省輸出輸入管理局 Website: http://www.international.gc.ca/controls-controles/about-a_propos/import/importing-importation.aspx
食品	2 - 1 参照
植物、動物	カナダ食品検査局 Website: http://www.inspection.gc.ca/english/anima/impe.shtml
医薬品	2 - 3 参照
医療機器	2 - 4 参照
文化財	カナダ遺産 電話: 1-819-997-7761 FAX: 1-819-997-7757 Website: www.pch.gc.ca

(出所)

・輸入禁止品：

http://www.cbsa-asfc.gc.ca/publications/pub/bsf5092-eng.html#_item21

・輸入が禁止されている武器：

<http://www.cbsa-asfc.gc.ca/publications/pub/bsf5056-eng.html#s5>

・その他の輸入禁止品一覧：

<http://cbsa-asfc.gc.ca/publications/help-aide/topic-sujet/20-eng.html>

IV. 展示会用の小口貨物

1. 展示会向けサンプルの一時輸出入手続き

海外からの出展者が多い展示会では、展示会主催者がカナダ国境サービス局に申請し、カナダ国境サービス局から展示会主催者に宛に、展示会用商品に適用する HS 番号を発行し、書面で通知するケースが多い（図 1 参照）。出展者はこの書面（コピー）を商品の入国時に税関に提示することで保税扱いを受けられる。展示会主催者が事前に HS 番号を入手していない場合、出展者は自身でカナダ国境サービス局から HS 番号を取得する必要がある。保税扱いとなる商品に設定される HS 番号は通常 9993.00.00.00（1－（3）参照）である。

図 1 : 税関が展示会主催者宛に発行する書面

 Canada Border Services Agency	Agence des services frontaliers du Canada
Canadian Restaurant & Foodservices Association 316 Bloor Street West Toronto, Ontario M5S 1W5	Compliance Verification and Services P.O. Box 7000, Station "A" 1980 Matheson Boulevard East Mississauga, Ontario L5A 3A4

File: #CSPL-2946
December 3, 2008

I have received your letter of December 1st, 2008 advising of the CRFA Show to be held at the Direct Energy Centre in Toronto, over the period of **March 8th-10th, 2009**.

I am pleased to advise you that the use of **Tariff Item 9993.00.00.00** is being extended to you for this event.

Goods imported temporarily under tariff item 9993.00.00.00 cannot be sold, leased or further manufactured or processed while in Canada. The goods must be imported in a reasonable quantity pertaining to their use while in Canada. The goods must be exported within a reasonable time after the conclusion of the event. Should participants decide to give away, sell or otherwise dispose of any temporarily imported goods, they must contact the nearest Canada Border Services Agency office or their Customs Broker to arrange for the proper accounting for those goods. After the event, any goods that remain in Canada are subject to the payment of duties and taxes regardless of whether or not the goods are sold.

Also, use of the Border to Show system is authorized.

I recommend that any exhibits coming to this event from outside of Canada be provided with a copy of this letter for presentation to Canada Customs Officials at time of entry into Canada.

This letter does not preclude the necessity for possession of appropriate documentation to satisfy Immigration requirements at time of arrival in Canada. Please visit www.cic.gc.ca/english/visit/index.asp for more information or contact Immigration at 1-888-242-2100.

I note that you have appointed **North American Logistics** "Official Customs Brokers" to effect Customs clearance of goods destined for your event.

I wish you every success with your event and if I can be of further assistance, please contact me by telephone at (905) 803-5261 or by fax at (905) 803-5353.

Yours truly,



2. 保税展示品を現地販売する場合

展示会の保税展示品を現地で販売するには、以下の手続を行う。

- a. 所定の書式（「Transfer of Goods（商品の振替）」様式B3（Type 30））を提出し、保税扱いで登録されている展示品の状態を変更する。
- b. 販売する商品は通常輸入とみなされ、関税や諸税の支払対象になる。関税計算上、通常の商品輸入の際の査定手続と同様、カナダでの販売価格を基に必要な商品価格を査定する。
- c. 商品の出展者またはその代理人が（2）で行った価格査定を基に、適用される関税や連邦税、州税の支払を行う（「Ex-Warehouse, Consumption Entry（保税倉庫出荷後消費輸入）」様式B3（Type 20））。

ただし、実質的に連邦税や州税を支払うのは、カナダで事業登録を行っている企業に限定されている。このため、日本企業が支払を行う方法は以下の2ケースに限られる。

- a. カナダの通関業者が代理人として支払う
- b. カナダで取引企業や個人が代理で支払う

いずれの場合も日本の業者が在カナダの代理人なしにカナダ国境サービス局と直接書類提出等の諸手続を行うことができないため、ケースごとにカナダの代理人（通関業者、取引企業等）を立てて支払い手続を行う必要がある。

（出所）

・展示品輸入：

<http://www.cbsa-asfc.gc.ca/services/ie-ei/cmt-cre/goods-marchandise-eng.htm>
1

・保税展示品の現地販売について：

<http://www.cbsa-asfc.gc.ca/publications/dm-md/d13/d13-11-1-eng.pdf>

・関税に関する書類について：

<http://www.cbsa-asfc.gc.ca/publications/dm-md/d17/d17-1-10-eng.pdf>

小口貨物の通関・関税制度（カナダ）

2014 年 1 月作成

作成者 日本貿易振興機構（ジェトロ）ビジネス情報サービス部ビジネス情報サービス課

〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32

Tel. 03-3582-5651

Copyright(C) 2014 JETRO. All rights reserved.